

公 示

法人タクシー事業における軽自動車の導入に係る対象地域等について

「法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの。）の経営許可申請事案の審査基準」（平成 14 年 1 月 23 日付け中国運輸局公示第 179 号。以下「新規許可審査基準」という。）の 15.（3）の軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下「軽自動車」という。）の導入に係る対象地域等を下記のとおり定めたので公示する。

令和 8 年 7 月 8 日

中国運輸局長 金子 修久

記

1. 対象地域

別表の営業区域のとおりとする。

2. 導入可能台数

新規許可審査基準 4.（1）別表に定める営業区域ごとの最低車両数の区分に応じ、それぞれ次に定める台数を上限とする。

最低車両数が 10 両以上の営業区域：営業所の配置台数の 2 割まで

以外の営業区域：営業所の配置台数の 5 割まで

小数点以下は切り捨てとする

3. 導入車両の基準

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条で定める軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、以下の要件を満たす車両とする。

セーフティ・サポートカー S（サポカー S）ベーシック以上の機能を有した車両であること。

ドライブレコーダーを搭載した車両であること。搭載するドライブレコーダーは前方及び車内を記録可能なものとし、有事の際に確認できる仕様であること。

4．車両整備管理

「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について」（令和 8 年 6 月 1 日付け国自整第 4 9 号）に基づき、車両の整備管理を適切に行うものであること。

5．利用者への周知・問い合わせ対応

軽自動車の使用について、利用者とのトラブル等を防止するため、以下の対策が講じられている又は講じる予定であること。

- （１）配車時に軽自動車を配車することについて利用者の承諾を得られるよう、必要な対策が講じられていること。
- （２）タクシー乗り場において混乱等が生じないように、必要な対策が講じられていること。
- （３）ＨＰやＳＮＳを活用するなど積極的に周知されていること。
- （４）軽自動車に関する問い合わせ窓口が設置されていること。
- （５）その他必要な対策が講じられていること。

附 則

この公示は、令和 8 年 7 月 8 日から適用する。

(別 表)

管轄運輸支局	対象地域（営業区域）	導入可能台数
広島	広島交通圏	営業所の配置台数の2割まで
	呉市A	営業所の配置台数の5割まで
	呉市B	
	竹原市	
	東広島市	
	三原市	
	尾道市	
	福山交通圏	
	府中市	
	三次市	
	庄原市	
	大竹市	
	江田島市	
	安芸高田市	
	山県郡	
	世羅郡	
	神石郡	
	豊田郡	
	佐伯交通圏	
	宮島	
鳥取	鳥取交通圏	営業所の配置台数の5割まで
	米子交通圏	
	倉吉交通圏	
	境港市	
	八頭郡	
	西伯郡	
	日野郡	
島根	松江市	営業所の配置台数の5割まで
	浜田市	
	出雲市	
	益田市	
	大田市	
	安来市	
	江津市	
	雲南交通圏	
	仁多郡	
	邑智郡	
	鹿足郡	
	隠岐郡	
山口	下関市	営業所の配置台数の5割まで
	宇部市	
	山口市	
	萩交通圏	
	周南市	

山 口	防府市	営業所の配置台数の5割まで
	下松市	
	岩国交通圏	
	山陽小野田市	
	光市	
	長門市	
	柳井交通圏	
	美祢市	
	大島郡	